

**PGMプロパティーズ株式会社 成田の森カントリークラブ**  
**2021年度 ナイター友の会 年次登録契約書**

年次登録者のご登録を希望される方は、以下の契約内容を十分にご確認いただき、成田の森カントリークラブ ナイター友の会の年次登録者への登録契約をお申込み下さい。但し、申込は個人かつ20歳以上の方に限るものとします。

本契約書第2条のとおり、登録が承認され、かつ、登録料の入金が確認された場合にPGMプロパティーズ株式会社との登録契約が成立します。

【申込内容】		新規登録者	2020年度登録者（2020年度の登録番号）		
氏名 (必須)	フリガナ	性別 (必須) 男・女	生年月日(西暦) (必須)		歳
自宅住所 (必須)	〒 -				
連絡先電話番号 (必須)	( 自宅 ・ 携帯 )				
E-mail					
Tカード番号					
2021年度 年次登録有効期間		2021年4月1日から2022年3月31日まで			

<契約条件>

- 登録者申込
  - 成田の森カントリークラブ(以下「本ゴルフ場」といいます)ナイター友の会年次登録者の登録を希望する方は、本契約書に定める手続きに従って登録申込を行います。
  - 登録申込者は、上記の本太枠内に必要事項を記入の上、本ゴルフ場に提出するものとします。
  - 本ゴルフ場は、PGMプロパティーズ株式会社(以下「保有会社」といいます)が定める基準に基づいて、登録審査を行います。  
 なお、登録を承認されなかった場合の理由については一切開示されないものとし、登録申込者は予めこれを承諾するものとします。
- 登録者資格
  - 登録申込者の登録が承認され、かつ、保有会社が指定する方法による入金が確認され次第、登録申込者と保有会社との間の本ゴルフ場ナイター友の会の年次登録者(以下「本登録者」といいます)の登録契約が成立し、登録申込者に第5条に定める有効期間内における本登録者の資格が付与されます。
  - 登録が承認され、かつ入金が確認され次第、登録証を発行します。
  - 本登録者は、本ゴルフ場において、第4条に定める年次登録者プレー料金でプレーできるものとします。
  - 登録証の提示がない場合、年次登録者プレー料金の対象外となります。
  - 本登録者は、保有会社及び本ゴルフ場が定める諸規則を遵守するものとします。
  - 本登録者の資格は譲渡できません。
  - 本登録者は本ゴルフ場における正会員ではなく、優先的施設利用権等正会員が持つ権利を一切有しません。
- 登録料(消費税込)  
登録料は5,500円とします。
- 年次登録者プレー料金
  - 年次登録者プレー料金は下記の表の通りとなります。(消費税込・ゴルフ場利用税)

薄暮・ナイタープレー		平日	土曜日・特定日	日曜日・祝日 8/11~8/13・16・17
4月・5月・6月 10月・11月・12月 1月・2月・3月	1.0R	月~木 5,000円 金 5,500円	8,500円	7,000円
	0.5R	月~木 3,000円 金 3,500円		
7月・8月・9月	1.0R	月~木 5,500円 金 6,000円	9,500円	7,500円
	0.5R	月~木 3,500円 金 4,000円		

※以下の日は特定日といたしますので、特定日料金となります。

特定日: 4/29、4/30、5/2~5/4、7/22~7/23、8/8~8/10、9/19~9/22、12/29~12/31、1/2~1/4、1/9・2/11・3/20

※以下の日は日祝日扱いといたしますので、日曜日・祝日料金となります。

日祝日扱い: 8/11~8/13、8/16、8/17

- 年次登録者プレー料金でのプレーは、本登録者ご本人のみ有効です。
- 電話またはPGM Web以外からのご予約(本登録者が同伴者である場合を含みます)は、年次登録者プレー料金の対象外となります。
- 有効期間  
本契約の有効期間は、2021年4月1日(第2条により登録契約が成立し、登録資格が付与された日がそれ以降の場合は、当該付与日)から、2022年3月31日までとします。
- 資格喪失
  - 本登録者が次の事由の一つにでも該当した場合、本登録者は登録者資格を喪失するものとします。  
 ・暴力団、暴力団員、暴力団関係企業またはその関係者(以下「暴力団等」といいます)に所属すると認められるとき。  
 ・暴力団等の同伴または紹介を行ったとき。  
 ・死亡したとき。
  - 本登録者が次の事由の一つにでも該当した場合には、保有会社はその資格を取り消すことができるものとします。  
 ・他の来場者に不快な思いをさせる行為や本ゴルフ場の業務執行に支障をきたす行為を行ったとき。  
 ・本契約、保有会社及び本ゴルフ場が定める諸規則に違反したとき。
- 登録料の不返還  
本登録者が登録者資格を喪失した場合、保有会社が本登録者の資格を取り消した場合、もしくは本登録者の都合による本契約の中途解約の場合、支払い済の登録料は返還されません。
- 個人情報の取扱い  
本登録者から申込に際して開示された個人情報(以下「個人情報」といいます)は、保有会社は以下のように取り扱います。  
 ・登録管理、申込処理及びその他の営業並びにマーケティング活動目的に利用します。  
 ・保有会社の親会社であるパシフィックゴルフマネージメント株式会社(以下「運営会社」といいます)及びそのグループ会社と共有します。  
 ・運営会社が定める個人情報保護方針に基づいて管理されます。  
 詳細につきましては、運営会社ホームページ内の「個人情報保護と取り扱いについて」をご参照下さい。  
<https://www.pacificgolf.co.jp/privacypolicy/index.html>

当社入力欄 受付・登録日	入力印	確認印	登録者No.	ロッカーNo.	金額	その他	支配人印
年 月 日					円		